

令和5年9月5日

城里町議会議長 阿久津 則男 様

議会運営委員会  
委員長 三村 孝信

議会運営委員会視察研修報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたので、概要を報告いたします。

記

1 調査目的

「オンライン」により委員会を開催した経緯・方法について、議会改革・議会活性化の取組みについて、先進事例を見聞し、本町議会運営の参考にするため。

2 実施期日 令和5年8月1日（火）～2日（水）

3 調査地 長野県 北佐久郡 軽井沢町

4 調査概要

(1) 軽井沢町について

◆概要

軽井沢町は、日本を代表する火山・浅間山の麓に広がる高原の町です。東京から100km圏内、北陸新幹線で約1時間でありながら、避暑地として冷涼な気候で、年間平均気温は9度前後。夏でも平均気温は20度位です。

明治22年町村制の実施により東長倉村、西長倉村となり、大正12年8月1日東長倉村が軽井沢町と改称し、その後隣接町村が合併し現在に至っています。

明治19年宣教師アレキサンダー・クロフト・ショーらによって避暑地として紹介され、国際的な保健休養地として発展しています。

#### ◆地勢

軽井沢町は長野県の東端、群馬県堺に位置し、浅間山（標高2,568m）の南東斜面、標高900～1,000m地点に広がる高原の町です。

東から南にかけては、鼻曲山、留夫山、矢ヶ崎山、八風山などの1,000m級の山々が連なり、その山間を碓氷峠、入山峠、和美峠などが結んでいます。西側はなだらかな傾斜が続き、佐久平へと続いています。

面積の約半分が上信越高原国立公園、妙義荒船佐久高原国立公園内にあります。

●面積 156.03km<sup>2</sup> ●人口 21,456人（令和5年4月1日現在）

#### (2) 議会の概要（令和5年5月1日現在）

①議員数	16人
②委員会	議会運営委員会 総務常任委員会 社会常任委員会 予算決算常任委員会 広報広聴常任委員会 議会活性化特別委員会 庁舎改築周辺整備事業検討特別委員会

- ・平均年齢：58.1歳
- ・在職年数：平均11年
- ・女性議員：5名

#### (3) 「オンライン」により委員会を開催した経緯・方法について

##### ①オンライン会議導入の経過

- ・令和2年11月 議会運営委員会において、委員会のオンライン開催の検討。
- ・令和3年3月 委員会のオンライン開催等に関する規定を盛り込んだ、委員会条例改正案を可決。
- ・令和4年1月 議会活性化特別委員会をオンラインで開催。
- ・令和4年2月 社会常任委員会をオンラインで開催。
- ・令和4年3月 内規の制定、オンラインで全員協議会・危機対策室会議が開催できるよう、議会申し合わせ事項及び議会対策設置要綱の改正。

##### ②オンライン会議開催について

- ・表決や資料表示の方法を検討、まずは委員のみが出席する委員会で運用を開始。
- ・子育て世代等も含め、多様な議員のなり手確保の一助と考えた。
- ・画面に表示される議員の顔と発言の声で本人確認。
- ・表決は、個別に委員一人一人に賛成、反対を確認。

#### (4) 議会改革・議会活性化の取り組みについて

##### ①議会報告会の開催

- ・毎年3月及び9月の定例会後に実施。開催時間は2時間。
- ・内容は、本会議の概要、委員会報告、予算や決算の審議状況等。
- ・議員5人編成の3班体制で、町内3会場で開催。
- ・周知方法は、議会だより及び新聞折り込みで告知している。

##### ②議会報告会の状況等

- ・参加者が同じ顔触れになり参加者の固定化が問題。
- ・名称を「語る会」に変更し、議会報告を30分、残りの1時間30分は住民との意見交換としている。
- ・令和5年から名称を「タウンミーティング」に変更し、ワークショップ形式としている。
- ・住民からの意見等で重要なものは、町に文章等で報告し、対応を求めている。
- ・報告会の結果を、議会だよりに掲載。

##### ③高校生とのタウンミーティング

- ・令和4年度に軽井沢高校とのタウンミーティングを実施。
- ・生徒会を中心に、生徒が軽井沢のまちづくりに対するテーマを決定。
- ・当日のファシリテーターや発言者も全て高校生。
- ・高校から1名、議会だよりモニターに参加。

#### (5) まとめ

軽井沢町議会は、新型コロナウイルス感染症を機に、委員会の開催場所への参集が困難な状況に対応するため、令和4年からオンライン会議を開催してきました。このオンライン会議が、今後子育て世代等も含めた多様な議員のなり手確保の一助になると考えているとのことです。

また、町民に信頼されるまちづくりの実現、効率的な行財政運営を図るには住民との連携が重要と考え、平成20年度から「議会報告会」を開催してきました。

議会の監視機能や町政に関する情報提供などを町民に直接行い、議会活動に対する批判や意見、町政に対する提言等を直接聴取することで、議会の機能も高めているとのことです。

軽井沢町議会では、まちづくりには住民参加が重要と考え、積極的な住民との意見交換や若者にも関心を持ってもらう取り組みを行っており、大変刺激を受けました。今後の議会運営を行っていくにあたり、参考になることも多く、とても有意義で実のある研修となりました。

以上、調査概要を述べて、委員会の調査報告といたします。

城里町儲かる産地支援事業補助金交付要綱の全部を改正する告示  
城里町儲かる産地支援事業補助金交付要綱（平成31年城里町告示第45号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、茨城県が定める儲かる産地支援事業実施要領（令和5年5月9日付け産振第81号農林水産部長通知。以下「県要領」という。）に基づき、事業計画の承認を受けた事業主体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（補助対象事業等）

第2条 この補助金の補助対象事業、補助対象作物、補助対象者、補助対象経費及び補助率は、県要領別表及び茨城県が定める令和5年度儲かる産地支援事業費補助金交付要項（令和5年5月9日付け産振第82号農林水産部長通知。以下「県要項」という。）別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、儲かる産地支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長が定める日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明確な場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第4条 町長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、儲かる産地支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付するときは、当該補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第5条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から10日以内に儲かる産地支援事業費補助金交付申請取下げ届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第6条 町長は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の遂行上必要と認めるときは、交付決定額が50万以上のものにあつては当該決定額の90パーセ

ント以内、50万円未満のものにあつては当該決定額以内の額の補助金を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項に規定する補助金の概算払を受けようとするときは、儲かる産地支援事業費補助金概算払請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。  
（着工等）

第7条 補助事業の着工又は着手（以下「着工等」という。）は、原則として、第4条に規定する交付決定後に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付決定前に補助事業に着工等をするときは、補助事業者は、県要項に規定する内示後に限り、交付決定前に着工等をする理由を明記した儲かる産地支援事業費補助金交付決定前着工等届出書（様式第5号）を町長に提出し、交付決定前に着工等を行うことができる。

（変更の承認等）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ儲かる産地支援事業変更承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の総事業費の増減が30パーセントを超えるとき。
  - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
  - (3) 補助事業の一部を中止しようとするとき。
- 2 町長は、前項に規定する変更承認申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、儲かる産地支援事業変更承認決定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。この場合において、町長は、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
  - 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、儲かる産地支援事業遂行困難等届出書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあつた年度の3月末日のいずれか早い日までに、儲かる産地支援事業費実績報告書（様式第9号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかなきときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、その金額を儲かる産地支援事業消費税仕入控除税額報告書（様式第10号）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条第1項の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告にかかる補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、儲かる産地支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、儲かる産地支援事業費補助金交付請求書（様式第12号）を町長に提出するものとする。

2 第6条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、前項の規定により補助金を請求する際に、儲かる産地支援事業補助金概算払精算書（様式第13号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けた、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この告示又は町長が付した条件に違反したとき。

(4) その他町長が補助金を交付することが不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金を交付しているときは、前条に規定する補助事業者に対し、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理等）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（帳簿及び書類の備付け）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている償却資産については、当該省令に定められている耐用年数に相当する期間）これを保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、消費税法第58条の規定による帳簿の保存は、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、処分制限期間を経過しないときは、財産管理台帳（様式第14号）その他関係書類を整備し、第1項に規定する期間保存しなければならない。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行規則）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定によりなされた手続、決定その他行為は、なお従前の例による。

令和5年城里町告示第121号

令和5年度城里町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けた低所得世帯（住民税非課税世帯）に対して、臨時的な措置として実施する、令和5年度の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 城里町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（以下「給付金」という。）は、前条の目的を達するために、城里町（以下「町」という。）が支給する給付金をいう。

(支給対象)

第3条 給付金の支給対象は、令和5年6月1日（以下「基準日」という。）において、町の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて町の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の住民税均等割が課されていない者又は町の条例で定めるところにより当該住民税均等割を免除された者である世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、租税条約による免除の適用の届出によって住民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象に対して支給する給付金の額は、1世帯あたり3万円とする。

(受給権者)

第5条 給付金の支給を受けることができる者（以下「受給権者」という。）は、支給対象となる世帯の世帯主とする。（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受ける特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第6条 受給権者は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）又は令和5年度城里町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書（請求書）（様式第2号。以下「申請書」という。）により支給の申請を行う。

- 2 給付金の支給は、次に掲げるいずれかの方式により行う。
  - (1) 郵送申請方式 受給権者が確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）を郵送により町に提出し、町が受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
  - (2) 窓口申請方式 受給権者が確認書等を町の窓口に出し、町が受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
  - (3) 窓口現金受領方式 受給権者が確認書等を郵送又は町の窓口において提出し、町が当該窓口で現金により支給する方式
- 3 前項第3号に規定する方式は、次に掲げるいずれかに該当する場合に限り行うものとする。
  - (1) 受給権者が金融機関に口座を開設していない。
  - (2) 受給権者が金融機関から著しく離れた場所に居住している。
  - (3) 前2号に掲げる理由以外の理由により、口座に振り込むことができない。
- 4 受給権者は、給付金の申請にあたり、公的身分証明書の提示又は写しの提出により、受給権者本人による申請であることを証するものとする。  
（代理による申請）

第7条 受給権者に代わり前条の規定による支給の申請を行うことができる者（以下「代理人」という。）は、原則として次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
  - (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
  - (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者で町長が特に認める者
- 2 代理人が前項の規定により給付金の支給の申請を行う場合、公的身分証明書の提示又は写しの提出により当該代理人であること確認し、確認書による申請の場合は確認書の委任欄への記載を行い、申請書による申請の場合は、原則として委任状を添付するものとする。
  - 3 町長は、代理人が第1項第1号の者である場合は住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。  
（申請期限）

第8条 給付金の申請の期限は、令和5年10月31日とする。

（支給の決定）

第9条 町長は、第6条の規定により確認書等を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該受給権者に対し給付金を支給するものとする。

（給付金の支給等に関する周知等）

第10条 町長は給付金事業の実施にあたり、支給対象の要件、申請の方法、申請の受付期間その他事業の概要について、広報紙その他の方法による住民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合、受給権者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 第9条の規定による確認書等を受領した後又は支給決定を行った後、確認書等の不備により口座振込ができなかった場合に、町長が確認に努めたにもかかわらず確認書



等の補正が行われず、受給権者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 12 条 町長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 14 条 この告示の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 この告示の失効の日以前に交付決定を受けた者に係る第 12 条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別記 (第 5 条関係)

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の受給権者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、基準日時点で申出者が町に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の給付金については、町が支給するものとする。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていない者(婦人相談所一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。)又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族(配偶者を除く。以下同じ。)など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしていない入所者を含む。)及びその同伴者であって、基準日において町に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力を理由とした避難事例で、親族からの暴力を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 10 条に基づく保護命令(同条第 1 項第 1 号に基づく接近禁止命令又は同項第 2 号に基づく退去命令)が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。この場合において、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市区町村における配偶者暴力相談支援担当部署)や行政機関や関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域 DV 協議会参加団体、補助金等交付団体)が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が町へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

## 2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、町における受給権者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同

法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

### 3 入所措置等が執られている障害者及び高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、町に住民基本台帳に記録されている者については、町における受給権者とする。ただし、町で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市区町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

(1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2 月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が執られている者（2 月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

### 4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、町において住民基本台帳に記録されたときは、町における受給権者とする。

### 5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子が無戸籍であると町に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを町長が相当と認めるときは、町における受給権者とする。

報告第39号

令和4年度城里町一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第145条第2項の規定により、  
令和4年度城里町一般会計継続費精算報告書について、別紙のとおり報告する。

令和5年 9月 5日 提出

城里町長 上遠野 修

令和4年度城里町一般会計継続費精算報告書

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較						
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			一般財源		
					特定財源				特定財源				特定財源					
					国 県 支出金	地方債	その他		一般財源	国 県 支出金	地方債		その他	一般財源	国 県 支出金		地方債	その他
4. 衛生費	2. 清掃費	不燃性粗大ごみ 処理施設及び ストックヤード 建設事業	令和2年度	0														
			令和3年度	103,000,000	31,666,000	67,700,000		3,634,000	2,981,000	993,000			1,988,000	△ 100,019,000	△ 30,673,000	△ 67,700,000		△ 1,646,000
			令和4年度	71,000,000	8,880,000	59,000,000		3,120,000	98,604,000	29,351,000	9,500,000		59,753,000	27,604,000	20,471,000	△ 49,500,000		56,633,000
			計	174,000,000	40,546,000	126,700,000		6,754,000	101,585,000	30,344,000	9,500,000		61,741,000	△ 72,415,000	△ 10,202,000	△ 117,200,000		54,987,000

令和5年 9月 5日 提出

城里町長 上遠野 修

報告第40号

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して別紙のとおり報告する。

令和5年 9月 5日 提 出

城里町長 上遠野 修

## 1 健全化判断比率

(単位 %)

区 分	令和4年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.26	20.00
連結実質赤字比率	—	19.26	30.00
実質公債費比率	8.8	25.0	35.0
将来負担比率	42.2	350.0	

備考 実質赤字率の欄及び連結実質赤字率の欄において、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載しています。

## 2 資金不足比率

(単位 %)

区 分	令和4年度決算	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.00
下水道事業会計	—	20.00

備考 各会計の欄において、資金不足が生じない場合は、「—」と記載しています。

城里監査第17号  
令和5年8月21日

城里町長 上遠野 修 様

監査委員 五十嵐 由美子

監査委員 関 誠一郎

### 財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和4年度健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について意見書を提出する。



# 令和4年度財政健全化審査意見書

## 第1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期日

令和5年7月24日（月）

## 第3 審査の方法

財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

項目	令和4年度 健全化判断比率	令和3年度 健全化判断比率	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実質赤字比率	—	—	14.26%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	19.26%	30.00%
実質公債費比率	8.8%	9.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	42.2%	45.0%	350.0%	

## 第5 審査意見

実質赤字比率については、黒字となっているため数値として表示されず、早期健全化基準の14.26%と比較すると下回っている。

連結実質赤字比率については、黒字となっているため数値として表示されず、早期健全化基準の19.26%と比較すると下回っている。

実質公債費比率については、8.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると下回っている。

将来負担比率については、42.2%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると下回っている。

特に指摘すべき事項はないが、引き続き財政の健全化に努められたい。

城里監査第19号  
令和5年8月21日

城里町長 上遠野 修 様

監査委員 五十嵐 由美子  
監査委員 関 誠一郎

### 経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度城里町水道事業会計及び令和4年度城里町下水道事業会計の資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について意見書を提出する。

# 令和4年度城里町公営企業会計経営健全化審査意見書

## 第1 審査の対象

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期日

令和5年7月25日（火）

## 第3 審査の方法

経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	20.0%

## 第5 審査の意見

資金不足比率については、いずれの会計も黒字となっているため数値として表示されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると下回っている。

特に指摘する事項はないが、一般会計からの補助に頼ることなく収益を確保するとともに、コストの削減により、引き続き財政の健全化に努められたい。

報告第 41 号

令和 4 年度

一般財団法人城里町開発公社  
決 算 報 告 書

自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 5 年 3 月 31 日

一般財団法人城里町開発公社

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

# 決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 9 期

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月31日

一般財団法人城里町開発公社

ホロルの湯管理運営事業

# 貸借対照表

2023年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社  
水口ルの湯管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,721,087	3,586,716	134,371
未収金	10,492,563	9,788,652	703,911
貯蔵品	3,443,317	2,791,150	652,167
立替金	0	12,700	12,700
流動資産合計	17,656,967	16,179,218	1,477,749
2. 固定資産			
(3) その他固定資産			
建物附属設備	1,555,813	1,811,563	255,750
出資金(水戸信用金庫)	10,000	10,000	0
その他固定資産合計	1,565,813	1,821,563	255,750
固定資産合計	1,565,813	1,821,563	255,750
資産合計	19,222,780	18,000,781	1,221,999
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	30,295,443	24,154,074	6,141,369
預り金	21,586	0	21,586
流動負債合計	30,317,029	24,154,074	6,162,955
負債合計	30,317,029	24,154,074	6,162,955
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	11,094,249	6,153,293	4,940,956
正味財産合計	11,094,249	6,153,293	4,940,956
負債及び正味財産合計	19,222,780	18,000,781	1,221,999

# 正味財産増減計算書

2022年 4月 1日から2023年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社  
ホールの湯管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	[ 231,697,740]	[ 178,249,693]	[ 53,448,047]
事業収入	( 71,500,000)	( 58,000,000)	( 13,500,000)
指定管理料収入	71,500,000	58,000,000	13,500,000
施設利用収入	( 82,348,778)	( 69,130,564)	( 13,218,214)
入場料収入	80,460,268	67,726,524	12,733,744
研修室利用収入	830,110	444,540	385,570
直売所利用収入	83,000	126,000	43,000
ゴルフ収入	975,400	833,500	141,900
自主事業収入	( 77,848,962)	( 51,119,129)	( 26,729,833)
売店売上	3,349,131	2,544,613	804,518
食堂飲食売上	42,892,481	29,494,927	13,397,554
自販機売上	3,400,413	2,379,981	1,020,432
ボディケア売上	683,900	796,180	112,280
ゲーム利用収入	899,500	654,300	245,200
その他の売上	166,580	313,960	147,380
健康増進教室売	16,376,250	7,861,650	8,514,600
プール雑貨売上	1,955,250	2,154,111	198,861
美容室売上	232,260	221,595	10,665
イベント収入	2,291,950	239,300	2,052,650
売店売上 * 8	5,601,247	4,458,512	1,142,735
雑収益	[ 22,441,581]	[ 53,080,907]	[ 30,639,326]
雑収入	( 22,441,581)	( 53,080,907)	( 30,639,326)
受取利息収入	138	163	25
自販機等電気料収入	460,446	333,594	126,852
行政財産使用料	393,000	412,000	19,000
雑収入	220,909	4,286,267	4,065,358
助成金	18,035,088	38,525,883	20,490,795
支援金	1,550,000	0	1,550,000
給付金	0	3,536,000	3,536,000
協力金	1,782,000	5,987,000	4,205,000
預り金収益	[ 20,922,150]	[ 17,839,200]	[ 3,082,950]
預り金収入	( 20,922,150)	( 17,839,200)	( 3,082,950)
入湯税収入	20,922,150	17,839,200	3,082,950
経常収益計	275,061,471	249,169,800	25,891,671
(2) 経常費用			
事業費	[ 280,010,592]	[ 253,761,283]	[ 26,249,309]
給料	( 14,931,600)	( 17,914,800)	( 2,983,200)
職員給料	14,931,600	17,914,800	2,983,200
職員手当等	( 7,459,951)	( 8,557,214)	( 1,097,263)
扶養手当	744,000	660,000	84,000

# 正味財産増減計算書

2022年 4月 1日から2023年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社  
ホロルの湯管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
通勤手当	330,000	415,200	85,200
時間外手当	475,103	244,087	231,016
期末勤勉手当	4,898,408	6,245,767	1,347,359
宿直手当	0	4,200	4,200
管理職手当	1,012,440	987,960	24,480
共済費	( 10,677,671)	( 11,048,613)	( 370,942)
社会保険料等	9,477,671	9,608,613	130,942
退職金掛金	1,200,000	1,440,000	240,000
報償費	( 623,742)	( 238,050)	( 385,692)
報償費	623,742	238,050	385,692
賃金	( 80,451,071)	( 74,599,820)	( 5,851,251)
嘱託職員賃金	8,996,400	5,346,000	3,650,400
契約職員賃金	54,425,703	55,411,282	985,579
扶養手当	156,000	49,000	107,000
通勤手当	4,486,250	4,228,060	258,190
時間外手当	926,693	792,598	134,095
責任者手当	0	40,000	40,000
宿直手当	0	8,400	8,400
アルバイト賃金	11,460,025	8,724,480	2,735,545
旅費	( 318,910)	( 381,000)	( 62,090)
普通旅費	318,910	381,000	62,090
需用費	( 128,310,470)	( 104,268,273)	( 24,042,197)
消耗品費	6,104,872	6,539,296	434,424
印刷製本費	165,000	144,100	20,900
燃料費	28,003,697	26,140,535	1,863,162
光熱水費	58,011,411	41,955,478	16,055,933
修繕費	1,588,548	1,857,907	269,359
医薬材料費	2,237,943	2,255,604	17,661
材料費	4,051,159	3,056,373	994,786
消耗備品費	475,544	69,600	405,944
消耗品費 * 8	222,734	92,639	130,095
材料費 * 8	26,827,279	21,630,241	5,197,038
医薬材料費 * 8	622,283	526,500	95,783
役務費	( 5,974,567)	( 3,974,217)	( 2,000,350)
通信運搬費	925,926	827,576	98,350
手数料	1,573,026	1,048,947	524,079
保険料	807,690	598,860	208,830
広告料	820,930	888,580	67,650
企画運営費	1,846,995	610,254	1,236,741
委託料	17,400,943	17,424,539	23,596
使用料及び賃借	9,004,615	11,885,625	2,881,010
負担金	374,602	354,545	20,057
公課費	4,226,700	2,880,150	1,346,550



# 正味財産増減計算書

2022年 4月 1日から2023年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社  
ホールの湯管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
減価償却費	255,750	234,437	21,313
町納付金	[ 20,922,150]	[ 17,839,200]	[ 3,082,950]
町納付金	( 20,922,150)	( 17,839,200)	( 3,082,950)
入湯税納付	20,922,150	17,839,200	3,082,950
雑損失	[ 69,685]	[ 38,423]	[ 31,262]
雑損	69,685	38,423	31,262
経常費用計	301,002,427	271,638,906	29,363,521
評価損益等調整前当期経常増減額	25,940,956	22,469,106	3,471,850
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	25,940,956	22,469,106	3,471,850
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
他会計振替収入	[ 21,000,000]	[ 26,000,000]	[ 5,000,000]
経常外収益計	21,000,000	26,000,000	5,000,000
(2) 経常外費用			
他会計振替支出	[ 0]	[ 18,916,490]	[ 18,916,490]
経常外費用計	0	18,916,490	18,916,490
当期経常外増減額	21,000,000	7,083,510	13,916,490
当期一般正味財産増減額	4,940,956	15,385,596	10,444,640
一般正味財産期首残高	6,153,293	9,232,303	15,385,596
一般正味財産期末残高	11,094,249	6,153,293	4,940,956
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	11,094,249	6,153,293	4,940,956

# 財産目録

2023年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社  
ホ口ルの湯管理運営事業

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	2,814,296
	預金	普通預金(常陽銀行1371250)		905,627
		普通預金(水戸信用金庫1059068)		1,164
	未収金			10,492,563
	貯蔵品			3,443,317
流動資産合計				17,656,967
(固定資産)	その他固定資産			
	出資金(水戸信用金庫)			10,000
固定資産合計				1,565,813
資産合計				19,222,780
(流動負債)	未払金			30,295,443
流動負債合計				30,317,029
負債合計				30,317,029
正味財産				11,094,249

※※※※※※※※※※※※※※※※

# 決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※

第 9 期

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月31日

一般財団法人城里町開発公社

ふれあいの里管理運営事業

# 貸借対照表

2023年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社  
ふれあいの里管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,968,162	1,688,230	2,279,932
未収金	2,635,947	1,557,368	1,078,579
貯蔵品	263,340	192,139	71,201
流動資産合計	6,867,449	3,437,737	3,429,712
2. 固定資産			
(3) その他固定資産			
建物附属設備	1,492,827	1,606,940	114,113
車両運搬具	1	17,212	17,211
その他固定資産合計	1,492,828	1,624,152	131,324
固定資産合計	1,492,828	1,624,152	131,324
資産合計	8,360,277	5,061,889	3,298,388
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	6,082,022	4,092,331	1,989,691
預り金	0	1,270	1,270
流動負債合計	6,082,022	4,093,601	1,988,421
負債合計	6,082,022	4,093,601	1,988,421
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	2,278,255	968,288	1,309,967
負債及び正味財産合計	8,360,277	5,061,889	3,298,388

# 正味財産増減計算書

2022年 4月 1日から2023年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社  
ふれあいの里管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	[ 107,613,827]	[ 79,196,370]	[ 28,417,457]
施設利用収入	( 72,293,669)	( 54,647,355)	( 17,646,314)
施設利用料	67,168,979	50,902,620	16,266,359
デーキャンプ	1,233,980	667,260	566,720
テニスコート利	262,700	204,450	58,250
天文台利用	371,000	337,520	33,480
シャワー利用	154,300	84,100	70,200
施設備品レンタ	3,102,710	2,451,405	651,305
自主事業収入	( 35,320,158)	( 24,549,015)	( 10,771,143)
売店売上	9,574,690	8,033,176	1,541,514
自販機売上	375,991	293,960	82,031
フード売上	15,708,075	0	15,708,075
イベント収入	9,661,402	16,221,879	6,560,477
雑収益	[ 3,455,365]	[ 3,708,664]	[ 253,299]
雑収入	( 3,455,365)	( 3,708,664)	( 253,299)
受取利息収入	113	162	49
自販機等電気料収入	177,722	109,037	68,685
行政財産使用料	61,500	55,500	6,000
雑収入	513,569	534,376	20,807
助成金	2,702,461	3,009,589	307,128
経常収益計	111,069,192	82,905,034	28,164,158
(2) 経常費用			
事業費	[ 87,176,967]	[ 67,570,653]	[ 19,606,314]
給料	( 2,607,600)	( 3,178,800)	( 571,200)
職員給料	2,607,600	3,178,800	571,200
職員手当等	( 1,708,156)	( 2,268,403)	( 560,247)
扶養手当	0	228,000	228,000
住宅手当	19,500	324,000	304,500
通勤手当	91,000	85,200	5,800
時間外手当	641,536	0	641,536
期末勤勉手当	956,120	1,313,323	357,203
管理職手当	0	317,880	317,880
共済費	( 3,124,397)	( 2,860,974)	( 263,423)
社会保険料等	2,884,397	2,620,974	263,423
退職金掛金	240,000	240,000	0
報償費	( 420,000)	( 60,000)	( 360,000)
報償費	420,000	60,000	360,000
賃金	( 29,447,713)	( 22,847,976)	( 6,599,737)
嘱託職員賃金	6,166,784	1,870,000	4,296,784
契約職員賃金	9,014,860	10,931,532	1,916,672

# 正味財産増減計算書

2022年 4月 1日から2023年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社  
ふれあいの里管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
扶養手当	340,000	0	340,000
住宅手当	0	214,500	214,500
通勤手当	1,560,600	1,196,960	363,640
時間外手当	1,899,759	1,688,436	211,323
責任者手当	60,000	60,000	0
アルバイト賃金	10,405,710	6,886,548	3,519,162
旅費	( 8,400)	( 0)	( 8,400)
普通旅費	8,400	0	8,400
需用費	( 34,917,619)	( 24,563,931)	( 10,353,688)
消耗品費	4,068,322	2,549,741	1,518,581
印刷製本費	72,550	108,710	36,160
燃料費	403,677	287,414	116,263
光熱水費	10,820,875	7,211,454	3,609,421
修繕費	1,258,020	872,550	385,470
材料費	5,899,843	5,485,996	413,847
消耗備品費	562,805	207,305	355,500
消耗品費 * 8	12,375	20,327	7,952
材料費 * 8	11,819,152	7,820,434	3,998,718
役務費	( 4,127,304)	( 3,257,341)	( 869,963)
通信運搬費	436,666	743,394	306,728
手数料	1,127,075	467,371	659,704
保険料	166,284	201,964	35,680
広告料	27,500	420,200	392,700
クリーニング料	1,409,375	1,086,140	323,235
企画運営費	321,040	156,420	164,620
汲取料	639,364	181,852	457,512
委託料	2,399,696	2,766,056	366,360
使用料及び賃借	2,714,724	2,421,575	293,149
原材料費	89,100	0	89,100
負担金	214,564	54,327	160,237
公課費	5,266,370	3,039,200	2,227,170
減価償却費	131,324	252,070	120,746
雑損失	[ 582,258]	[ 159,315]	[ 422,943]
雑損	582,258	159,315	422,943
経常費用計	87,759,225	67,729,968	20,029,257
評価損益等調整前当期経常増減額	23,309,967	15,175,066	8,134,901
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	23,309,967	15,175,066	8,134,901
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
他会計振替支出	[ 22,000,000]	[ 26,000,000]	[ 4,000,000]

# 正味財産増減計算書

2022年 4月 1日から2023年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社  
ふれあいの里管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
経常外費用計	22,000,000	26,000,000	4,000,000
当期経常外増減額	22,000,000	26,000,000	4,000,000
当期一般正味財産増減額	1,309,967	10,824,934	12,134,901
一般正味財産期首残高	968,288	11,793,222	10,824,934
一般正味財産期末残高	2,278,255	968,288	1,309,967
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	2,278,255	968,288	1,309,967

# 財産目録

2023年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社  
ふれあいの里管理運営事業

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	979,421
	預金	普通預金(常陽銀行9011502)		2,988,741
	未収金			2,635,947
	貯蔵品			263,340
流動資産合計				6,867,449
(固定資産)	その他固定資産			
		建物附属設備		1,492,827
		車両運搬具		1
固定資産合計				1,492,828
資産合計				8,360,277
(流動負債)	未払金			6,082,022
流動負債合計				6,082,022
負債合計				6,082,022
正味財産				2,278,255



※※※※※※※※※※※※※※※※※※

# 決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 9 期

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月31日

一般財団法人城里町開発公社

うぐいすの里管理運営事業

# 貸借対照表

2023年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社  
うぐいすの里管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,005,257	2,113,379	1,108,122
立替金	6,797	17,890	11,093
流動資産合計	1,012,054	2,131,269	1,119,215
資産合計	1,012,054	2,131,269	1,119,215
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	176,336	490,122	313,786
流動負債合計	176,336	490,122	313,786
負債合計	176,336	490,122	313,786
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	835,718	1,641,147	805,429
正味財産合計	835,718	1,641,147	805,429
負債及び正味財産合計	1,012,054	2,131,269	1,119,215

# 正味財産増減計算書

2022年 4月 1日から2023年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社  
うぐいすの里管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	[ 8,799,180]	[ 8,777,990]	[ 21,190]
事業収入	( 8,400,000)	( 8,400,000)	( 0)
指定管理料収入	8,400,000	8,400,000	0
施設利用収入	( 394,850)	( 362,500)	( 32,350)
施設利用料	259,550	236,000	23,550
テニスコート利	16,500	4,400	12,100
グラウンド使用	118,800	122,100	3,300
自主事業収入	( 4,330)	( 15,490)	( 11,160)
売店売上	4,330	15,490	11,160
雑収益	[ 258,923]	[ 802,860]	[ 543,937]
雑収入	( 258,923)	( 802,860)	( 543,937)
受取利息収入	30	26	4
雑収入	58,260	110,640	52,380
助成金	200,633	692,194	491,561
経常収益計	9,058,103	9,580,850	522,747
(2) 経常費用			
事業費	[ 10,863,532]	[ 8,562,724]	[ 2,300,808]
給料	( 3,211,200)	( 0)	( 3,211,200)
職員給料	3,211,200	0	3,211,200
職員手当等	( 2,355,044)	( 0)	( 2,355,044)
扶養手当	228,000	0	228,000
住宅手当	324,000	0	324,000
通勤手当	120,000	0	120,000
期末勤勉手当	1,361,924	0	1,361,924
管理職手当	321,120	0	321,120
共済費	( 1,110,885)	( 492,817)	( 618,068)
社会保険料等	870,885	492,817	378,068
退職金掛金	240,000	0	240,000
報償費	( 0)	( 180,000)	( 180,000)
報償費	0	180,000	180,000
賃金	( 69,000)	( 4,410,070)	( 4,341,070)
嘱託職員賃金	0	2,700,000	2,700,000
扶養手当	0	156,000	156,000
通勤手当	1,100	114,900	113,800
時間外手当	0	24,002	24,002
宿直手当	0	4,200	4,200
アルバイト賃金	67,900	1,410,968	1,343,068
需用費	( 1,717,351)	( 1,512,093)	( 205,258)
消耗品費	22,862	106,016	83,154
燃料費	113,723	88,954	24,769

# 正味財産増減計算書

2022年 4月 1日から2023年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社  
うぐいすの里管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
光熱水費	1,404,046	988,010	416,036
修繕費	139,730	260,830	121,100
材料費	3,990	2,688	1,302
消耗備品費	33,000	25,995	7,005
消耗品費 * 8	0	39,600	39,600
役務費	( 141,013)	( 163,556)	( 22,543)
通信運搬費	99,728	111,586	11,858
手数料	15,095	6,050	9,045
保険料	26,190	45,920	19,730
委託料	1,695,430	938,300	757,130
使用料及び賃借	2,750	88,000	85,250
負担金	7,169	14,338	7,169
公課費	553,690	763,550	209,860
経常費用計	10,863,532	8,562,724	2,300,808
評価損益等調整前当期経常増減額	1,805,429	1,018,126	2,823,555
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,805,429	1,018,126	2,823,555
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
他会計振替収入	[ 1,000,000]	[ 0]	[ 1,000,000]
経常外収益計	1,000,000	0	1,000,000
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	1,000,000	0	1,000,000
当期一般正味財産増減額	805,429	1,018,126	1,823,555
一般正味財産期首残高	1,641,147	623,021	1,018,126
一般正味財産期末残高	835,718	1,641,147	805,429
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	835,718	1,641,147	805,429

# 財産目録

2023年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社  
うぐいすの里管理運営事業

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	102,643
	預金	普通預金(常陽銀行1363063)		902,614
	立替金			6,797
流動資産合計				1,012,054
資産合計				1,012,054
(流動負債)	未払金			176,336
	流動負債合計			176,336
負債合計				176,336
正味財産				835,718

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

# 決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 9 期

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月31日

一般財団法人城里町開発公社

七会町民センター管理運営事業

# 貸借対照表

2023年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社  
七会町民センター管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,550,266	4,648,776	1,098,510
未収金	2,000,000	2,017,670	17,670
流動資産合計	5,550,266	6,666,446	1,116,180
資産合計	5,550,266	6,666,446	1,116,180
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	6,662,347	7,032,855	370,508
預り金	39,000	0	39,000
流動負債合計	6,701,347	7,032,855	331,508
負債合計	6,701,347	7,032,855	331,508
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	1,151,081	366,409	784,672
負債及び正味財産合計	5,550,266	6,666,446	1,116,180

# 正味財産増減計算書

2022年 4月 1日から2023年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社  
七会町民センター管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	[ 31,268,560]	[ 30,646,820]	[ 621,740]
事業収入	( 22,300,000)	( 22,300,000)	( 0)
指定管理料収入	22,300,000	22,300,000	0
施設利用収入	( 8,325,380)	( 8,139,260)	( 186,120)
デーキャンプ	136,840	56,540	80,300
施設備品レンタ	188,540	82,720	105,820
グラウンド使用	8,000,000	8,000,000	0
自主事業収入	( 643,180)	( 207,560)	( 435,620)
売店売上	621,580	207,560	414,020
イベント収入	21,600	0	21,600
雑収益	[ 119,045]	[ 629,868]	[ 510,823]
雑収入	( 119,045)	( 629,868)	( 510,823)
受取利息収入	74	58	16
雑収入	60,000	456,020	396,020
助成金	58,971	173,790	114,819
経常収益計	31,387,605	31,276,688	110,917
(2) 経常費用			
事業費	[ 32,172,277]	[ 30,537,700]	[ 1,634,577]
給料	( 0)	( 671,700)	( 671,700)
職員給料	0	671,700	671,700
職員手当等	( 0)	( 620,219)	( 620,219)
扶養手当	0	33,000	33,000
通勤手当	0	21,300	21,300
時間外手当	0	43,266	43,266
期末勤勉手当	0	522,653	522,653
共済費	( 432,180)	( 516,266)	( 84,086)
社会保険料等	432,180	456,266	24,086
退職金掛金	0	60,000	60,000
報償費	( 200,000)	( 60,000)	( 140,000)
報償費	200,000	60,000	140,000
賃金	( 4,177,588)	( 1,742,700)	( 2,434,888)
嘱託職員賃金	2,340,000	1,620,000	720,000
扶養手当	156,000	0	156,000
通勤手当	156,250	63,900	92,350
時間外手当	40,903	0	40,903
宿直手当	0	58,800	58,800
アルバイト賃金	1,484,435	0	1,484,435
需用費	( 748,473)	( 454,817)	( 293,656)
消耗品費	78,448	32,460	45,988
印刷製本費	39,600	0	39,600



# 正味財産増減計算書

2022年 4月 1日から2023年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社  
七会町民センター管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
燃料費	149,034	103,262	45,772
光熱水費	170,750	148,983	21,767
修繕費	88,935	155,247	66,312
材料費	6,000	5,932	68
消耗備品費	114,630	0	114,630
材料費*8	101,076	8,933	92,143
役務費	( 98,907)	( 185,153)	( 86,246)
通信運搬費	47,507	47,883	376
手数料	7,150	53,090	45,940
保険料	44,250	84,180	39,930
委託料	26,098,600	25,997,145	101,455
負担金	7,169	0	7,169
公課費	409,360	289,700	119,660
経常費用計	32,172,277	30,537,700	1,634,577
評価損益等調整前当期経常増減額	784,672	738,988	1,523,660
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	784,672	738,988	1,523,660
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	784,672	738,988	1,523,660
一般正味財産期首残高	366,409	1,105,397	738,988
一般正味財産期末残高	1,151,081	366,409	784,672
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	1,151,081	366,409	784,672

# 財産目録

2023年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社  
七会町民センター管理運営事業

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	31,460
	預金	普通預金(常陽銀行1363050)		3,518,806
	未収金			2,000,000
流動資産合計				5,550,266
資産合計				5,550,266
(流動負債)	未払金			6,662,347
	預り金			39,000
流動負債合計				6,701,347
負債合計				6,701,347
正味財産				1,151,081

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

# 決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 9 期

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月31日

一般財団法人城里町開発公社

公益事業

# 貸借対照表

2023年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社  
公益事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	117,365	117,164	201
流動資産合計	117,365	117,164	201
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金( J A 水戸07708114 )	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
固定資産合計	10,000,000	10,000,000	0
資産合計	10,117,365	10,117,164	201
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	10,117,365	10,117,164	201
負債及び正味財産合計	10,117,365	10,117,164	201

# 正味財産増減計算書

2022年 4月 1日から2023年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社  
公益事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
雑収益	[ 201]	[ 218]	[ 17]
雑収入	( 201)	( 218)	( 17)
受取利息収入	201	218	17
経常収益計	201	218	17
(2) 経常費用			
経常費用計	0	0	0
評価損益等調整前当期経常増減額	201	218	17
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	201	218	17
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
他会計振替収入	[ 0]	[ 18,916,490]	[ 18,916,490]
経常外収益計	0	18,916,490	18,916,490
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	18,916,490	18,916,490
当期一般正味財産増減額	201	18,916,708	18,916,507
一般正味財産期首残高	10,117,164	8,799,544	18,916,708
一般正味財産期末残高	10,117,365	10,117,164	201
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	10,117,365	10,117,164	201

# 財産目録

2023年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社  
公益事業

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	預金	普通預金(常陽銀行9009133)		12,933
		普通預金(J A水戸2036101)		104,432
流動資産合計				117,365
(固定資産)				
基本財産	定期預金(J A水戸07708114)			10,000,000
固定資産合計				10,000,000
資産合計				10,117,365
正味財産				10,117,365

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

# 決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 9 期

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月31日

一般財団法人城里町開発公社

ホロルの湯管理運営事業

貸借対照表内訳表

2023年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社

(単位:円)

科 目	合計	水戸川の湯管理運営事業	ふれあいの里管理運営事業	うぐいすの里管理運営事業	七会町民センター管理運営事業	公益事業
資産の部						
1. 流動資産						
現金預金	12,362,137	3,721,087	3,968,162	1,005,257	3,550,266	117,365
現金	3,927,820	2,814,296	979,421	102,643	31,460	0
普通預金(常陽銀行9011502)	2,988,741	0	2,988,741	0	0	0
普通預金(常陽銀行1371250)	905,627	905,627	0	0	0	0
普通預金(常陽銀行1363063)	902,614	0	0	902,614	0	0
普通預金(常陽銀行1363050)	3,518,806	0	0	0	3,518,806	0
普通預金(常陽銀行9009133)	12,933	0	0	0	0	12,933
普通預金(J A水戸2036101)	104,432	0	0	0	0	104,432
普通預金(水戸信用金庫1059068)	1,164	1,164	0	0	0	0
未収金	15,128,510	10,492,563	2,635,947	0	2,000,000	0
貯蔵品	3,706,657	3,443,317	263,340	0	0	0
立替金	6,797	0	0	6,797	0	0
流動資産合計	31,204,101	17,656,967	6,867,449	1,012,054	5,550,266	117,365
2. 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金(J A水戸07708114)	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
基本財産合計	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
(3) その他固定資産						
建物附属設備	3,048,640	1,555,813	1,492,827	0	0	0
車両運搬具	1	0	1	0	0	0
出資金(水戸信用金庫)	10,000	10,000	0	0	0	0
その他固定資産合計	3,058,641	1,565,813	1,492,828	0	0	0
固定資産合計	13,058,641	1,565,813	1,492,828	0	0	10,000,000
資産合計	44,262,742	19,222,780	8,360,277	1,012,054	5,550,266	10,117,365
負債の部						
1. 流動負債						
未払金	43,216,148	30,295,443	6,082,022	176,336	6,662,347	0
預り金	60,586	21,586	0	0	39,000	0
流動負債合計	43,276,734	30,317,029	6,082,022	176,336	6,701,347	0
負債合計	43,276,734	30,317,029	6,082,022	176,336	6,701,347	0
正味財産の部						
1. 指定正味財産						
指定正味財産合計	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	986,008	11,094,249	2,278,255	835,718	1,151,081	10,117,365
正味財産合計	986,008	11,094,249	2,278,255	835,718	1,151,081	10,117,365
負債及び正味財産合計	44,262,742	19,222,780	8,360,277	1,012,054	5,550,266	10,117,365



正味財産増減計算書内訳表

2022年 4月 1日から2023年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社

(単位:円)

科 目	合計	ホロルの湯管理運営事業	ふれあいの里管理運営事業	うぐいすの里管理運営事業	七会町民センター管理運営事業	公益事業
一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
事業収益	[ 379,379,307]	[ 231,697,740]	[ 107,613,827]	[ 8,799,180]	[ 31,268,560]	[ 0]
事業収入	( 102,200,000)	( 71,500,000)	( 0)	( 8,400,000)	( 22,300,000)	( 0)
指定管理料収入	102,200,000	71,500,000	0	8,400,000	22,300,000	0
施設利用収入	( 163,362,677)	( 82,348,778)	( 72,293,669)	( 394,850)	( 8,325,380)	( 0)
入場料収入	80,460,268	80,460,268	0	0	0	0
研修室利用収入	830,110	830,110	0	0	0	0
直売所利用収入	83,000	83,000	0	0	0	0
施設利用料	67,428,529	0	67,168,979	259,550	0	0
ゴルフ収入	975,400	975,400	0	0	0	0
デーキャンプ	1,370,820	0	1,233,980	0	136,840	0
テニスコート利	279,200	0	262,700	16,500	0	0
天文台利用	371,000	0	371,000	0	0	0
シャワー利用	154,300	0	154,300	0	0	0
施設備品レンタ	3,291,250	0	3,102,710	0	188,540	0
グラウンド使用	8,118,800	0	0	118,800	8,000,000	0
自主事業収入	( 113,816,630)	( 77,848,962)	( 35,320,158)	( 4,330)	( 643,180)	( 0)
売店売上	13,549,731	3,349,131	9,574,690	4,330	621,580	0
食堂飲食売上	42,892,481	42,892,481	0	0	0	0
自販機売上	3,776,404	3,400,413	375,991	0	0	0
ボディケア売上	683,900	683,900	0	0	0	0
ゲーム利用収入	899,500	899,500	0	0	0	0
フード売上	15,708,075	0	15,708,075	0	0	0
その他の売上	166,580	166,580	0	0	0	0
健康増進教室売	16,376,250	16,376,250	0	0	0	0
プール雑貨売上	1,955,250	1,955,250	0	0	0	0
美容室売上	232,260	232,260	0	0	0	0
イベント収入	11,974,952	2,291,950	9,661,402	0	21,600	0
売店売上*8	5,601,247	5,601,247	0	0	0	0
雑収益	[ 26,275,115]	[ 22,441,581]	[ 3,455,365]	[ 258,923]	[ 119,045]	[ 201]
雑収入	( 26,275,115)	( 22,441,581)	( 3,455,365)	( 258,923)	( 119,045)	( 201)
受取利息収入	566	138	113	30	74	201
自販機等電気料収入	638,168	460,446	177,722	0	0	0
行政財産使用料	454,500	393,000	61,500	0	0	0
雑収入	852,738	220,909	513,569	58,260	60,000	0
助成金	20,997,153	18,035,088	2,702,461	200,633	58,971	0
支援金	1,550,000	1,550,000	0	0	0	0
協力金	1,782,000	1,782,000	0	0	0	0
預り金収益	[ 20,922,150]	[ 20,922,150]	[ 0]	[ 0]	[ 0]	[ 0]
預り金収入	( 20,922,150)	( 20,922,150)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)
入湯税収入	20,922,150	20,922,150	0	0	0	0
経常収益計	426,576,572	275,061,471	111,069,192	9,058,103	31,387,605	201
(2) 経常費用						
事業費	[ 410,223,368]	[ 280,010,592]	[ 87,176,967]	[ 10,863,532]	[ 32,172,277]	[ 0]
給料	( 20,750,400)	( 14,931,600)	( 2,607,600)	( 3,211,200)	( 0)	( 0)
職員給料	20,750,400	14,931,600	2,607,600	3,211,200	0	0
職員手当等	( 11,523,151)	( 7,459,951)	( 1,708,156)	( 2,355,044)	( 0)	( 0)
扶養手当	972,000	744,000	0	228,000	0	0
住宅手当	343,500	0	19,500	324,000	0	0
通勤手当	541,000	330,000	91,000	120,000	0	0
時間外手当	1,116,639	475,103	641,536	0	0	0
期末勤勉手当	7,216,452	4,898,408	956,120	1,361,924	0	0
管理職手当	1,333,560	1,012,440	0	321,120	0	0
共済費	( 15,345,133)	( 10,677,671)	( 3,124,397)	( 1,110,885)	( 432,180)	( 0)
社会保険料等	13,665,133	9,477,671	2,884,397	870,885	432,180	0
退職金掛金	1,680,000	1,200,000	240,000	240,000	0	0
報償費	( 1,243,742)	( 623,742)	( 420,000)	( 0)	( 200,000)	( 0)
報償費	1,243,742	623,742	420,000	0	200,000	0
賃金	( 114,145,372)	( 80,451,071)	( 29,447,713)	( 69,000)	( 4,177,588)	( 0)
嘱託職員賃金	17,503,184	8,996,400	6,166,784	0	2,340,000	0
契約職員賃金	63,440,563	54,425,703	9,014,860	0	0	0
扶養手当	652,000	156,000	340,000	0	156,000	0
通勤手当	6,204,200	4,486,250	1,560,600	1,100	156,250	0
時間外手当	2,867,355	926,693	1,899,759	0	40,903	0
責任者手当	60,000	0	60,000	0	0	0
アルバイト賃金	23,418,070	11,460,025	10,405,710	67,900	1,484,435	0
旅費	( 327,310)	( 318,910)	( 8,400)	( 0)	( 0)	( 0)
普通旅費	327,310	318,910	8,400	0	0	0
需用費	( 165,693,913)	( 128,310,470)	( 34,917,619)	( 1,717,351)	( 748,473)	( 0)
消耗品費	10,274,504	6,104,872	4,068,322	22,862	78,448	0
印刷製本費	277,150	165,000	72,550	0	39,600	0
燃料費	28,670,131	28,003,697	403,677	113,723	149,034	0
光熱水費	70,407,082	58,011,411	10,820,875	1,404,046	170,750	0

科 目	合計	水ロルの湯管理運営事業	ふれあいの里管理運営事業	うぐいすの里管理運営事業	七会町民センター管理運営事業	公益事業
修繕費	3,075,233	1,588,548	1,258,020	139,730	88,935	0
医薬材料費	2,237,943	2,237,943	0	0	0	0
材料費	9,960,992	4,051,159	5,899,843	3,990	6,000	0
消耗備品費	1,185,979	475,544	562,805	33,000	114,630	0
消耗品費*8	235,109	222,734	12,375	0	0	0
材料費*8	38,747,507	26,827,279	11,819,152	0	101,076	0
医薬材料費*8	622,283	622,283	0	0	0	0
役務費	( 10,341,791)	( 5,974,567)	( 4,127,304)	( 141,013)	( 98,907)	( 0)
通信運搬費	1,509,827	925,926	436,666	99,728	47,507	0
手数料	2,722,346	1,573,026	1,127,075	15,095	7,150	0
保険料	1,044,414	807,690	166,284	26,190	44,250	0
広告料	848,430	820,930	27,500	0	0	0
クリーニング料	1,409,375	0	1,409,375	0	0	0
企画運営費	2,168,035	1,846,995	321,040	0	0	0
汲取料	639,364	0	639,364	0	0	0
委託料	47,594,669	17,400,943	2,399,696	1,695,430	26,098,600	0
使用料及び賃借	11,722,089	9,004,615	2,714,724	2,750	0	0
原材料費	89,100	0	89,100	0	0	0
負担金	603,504	374,602	214,564	7,169	7,169	0
公課費	10,456,120	4,226,700	5,266,370	553,690	409,360	0
減価償却費	387,074	255,750	131,324	0	0	0
町納付金	[ 20,922,150]	[ 20,922,150]	[ 0]	[ 0]	[ 0]	[ 0]
町納付金	( 20,922,150)	( 20,922,150)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)
入湯税納付	20,922,150	20,922,150	0	0	0	0
雑損失	[ 651,943]	[ 69,685]	[ 582,258]	[ 0]	[ 0]	[ 0]
雑損	651,943	69,685	582,258	0	0	0
経常費用計	431,797,461	301,002,427	87,759,225	10,863,532	32,172,277	0
評価損益等調整前当期経常増減額	5,220,889	25,940,956	23,309,967	1,805,429	784,672	201
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	5,220,889	25,940,956	23,309,967	1,805,429	784,672	201
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
他会計振替収入	[ 22,000,000]	[ 21,000,000]	[ 0]	[ 1,000,000]	[ 0]	[ 0]
経常外収益計	22,000,000	21,000,000	0	1,000,000	0	0
(2) 経常外費用						
他会計振替支出	[ 22,000,000]	[ 0]	[ 22,000,000]	[ 0]	[ 0]	[ 0]
経常外費用計	22,000,000	0	22,000,000	0	0	0
当期経常外増減額	0	21,000,000	22,000,000	1,000,000	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	5,220,889	4,940,956	1,309,967	805,429	784,672	201
当期一般正味財産増減額	5,220,889	4,940,956	1,309,967	805,429	784,672	201
一般正味財産期首残高	6,206,897	6,153,293	968,288	1,641,147	366,409	10,117,164
一般正味財産期末残高	986,008	11,094,249	2,278,255	835,718	1,151,081	10,117,365
指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0
正味財産期末残高	986,008	11,094,249	2,278,255	835,718	1,151,081	10,117,365

## 財産目録内訳表

2023年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社

(単位:円)


科 目	合計	ホロルの湯管理運営事業	ふれあいの里管理運営事業	うぐいすの里管理運営事業	七会町民センター管理運営事業	公益事業
(流動資産)						
現金	3,927,820	2,814,296	979,421	102,643	31,460	0
普通預金(常陽銀行9011502)	2,988,741	0	2,988,741	0	0	0
普通預金(常陽銀行1371250)	905,627	905,627	0	0	0	0
普通預金(常陽銀行1363063)	902,614	0	0	902,614	0	0
普通預金(常陽銀行1363050)	3,518,806	0	0	0	3,518,806	0
普通預金(常陽銀行9009133)	12,933	0	0	0	0	12,933
普通預金(J A水戸2036101)	104,432	0	0	0	0	104,432
普通預金(水戸信用金庫1059068)	1,164	1,164	0	0	0	0
未収金	15,128,510	10,492,563	2,635,947	0	2,000,000	0
貯蔵品	3,706,657	3,443,317	263,340	0	0	0
立替金	6,797	0	0	6,797	0	0
流動資産合計	31,204,101	17,656,967	6,867,449	1,012,054	5,550,266	117,365
(固定資産)						
基本財産						
定期預金(J A水戸07708114)	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
その他固定資産						
建物附属設備	3,048,640	1,555,813	1,492,827	0	0	0
車両運搬具	1	0	1	0	0	0
出資金(水戸信用金庫)	10,000	10,000	0	0	0	0
固定資産合計	13,058,641	1,565,813	1,492,828	0	0	10,000,000
資産合計	44,262,742	19,222,780	8,360,277	1,012,054	5,550,266	10,117,365
(流動負債)						
未払金	43,216,148	30,295,443	6,082,022	176,336	6,662,347	0
預り金	60,586	21,586	0	0	39,000	0
流動負債合計	43,276,734	30,317,029	6,082,022	176,336	6,701,347	0
負債合計	43,276,734	30,317,029	6,082,022	176,336	6,701,347	0
正味財産	986,008	11,094,249	2,278,255	835,718	1,151,081	10,117,365

## 監 査 報 告 書

一般財団法人城里町開発公社  
代表理事 上 遠 野 修 様

令和5年5月23日

一般財団法人城里町開発公社

監 事 関 誠一郎 

監 事 加倉井 一史 

私たち監事は、一般財団法人城里町開発公社定款第8条の規定のに基づき、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）における理事の職務の執行について監査を実施いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及び内容

私たち監事は、理事及び使用人等との意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当法人の業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について監査いたしました。

さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について監査いたしました。

### 2 監査意見

#### (1) 事業報告等に対する監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

報告第 42 号

令和4年度

株式会社 桂ふるさと振興センター  
決 算 報 告 書

自 令和 4年 4月 1日  
至 令和 5年 3月 31日

株式会社 桂ふるさと振興センター

## 貸借対照表

株式会社 桂ふるさと振興センター

令和 5年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 134,601,459】	【流 動 負 債】	【 21,109,471】
現 金	2,447,266	買 掛 金	16,731,371
預 金	127,797,293	未 払 金	1,753,200
売 掛 金	263,179	未 払 法 人 税 等	698,800
商 品	2,243,314	預 り 金	151,900
材 料	1,577,857	仮 受 金	5,000
仮 払 金	116,500	未 払 消 費 税	1,769,200
前 払 費 用	156,050	負 債 合 計	21,109,471
【固 定 資 産】	【 10,383,001】		
(有 形 固 定 資 産)	( 10,363,001)		
建 物	2,518,619		
建 物 附 属 設 備	1,269,717		
構 築 物	601,619		
機 械 装 置	814,225		
車 両 運 搬 具	2		
工 具 器 具 備 品	4,340,179		
建 設 仮 勘 定	818,640		
(投資その他の資産)	( 20,000)		
差 入 保 証 金	20,000		
資 産 合 計	144,984,460		
		純 資 産 の 部	
		【株 主 資 本】	【 123,874,989】
		資 本 金	40,800,000
		(利 益 剰 余 金)	( 83,074,989)
		そ の 他 利 益 剰 余 金	83,074,989
		別 途 積 立 金	83,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	74,989
		純 資 産 合 計	123,874,989
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	144,984,460

## 損益計算書

株式会社 桂ふるさと振興センター

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
<b>【売 上 高】</b>		
直 売 部 売 上	176,076,191	
食 堂 部 売 上	55,819,855	
生 産 者 売 上	108,511,899	
製 菓 部 売 上	17,271,247	357,679,192
<b>【売 上 原 価】</b>		
期 首 棚 卸 高	4,804,707	
直 売 部 仕 入	131,876,265	
食 堂 部 仕 入	17,551,227	
生 産 者 仕 入	91,877,962	
製 菓 部 仕 入	6,851,590	
* * 合 計 * *	252,961,751	
期 末 棚 卸 高	△3,821,171	249,140,580
売上総利益金額		108,538,612
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		105,378,660
営業利益金額		3,159,952
<b>【営業外収益】</b>		
受 取 利 息	1,719	
自 販 機 手 数 料	1,197,708	
会 費 収 入	713,617	
雑 収 入	266,418	2,179,462
経常利益金額		5,339,414
税引前当期純利益金額		5,339,414
法人税、住民税及び事業税		698,800
当期純利益金額		4,640,614

## 販売費及び一般管理費

株式会社 桂ふるさと振興センター

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
役 員 報 酬	450,000
給 与 手 当	62,494,010
雑 給	4,743,538
法 定 福 利 費	8,103,474
福 利 厚 生 費	296,031
衛 生 費	1,854,110
旅 費 交 通 費	39,400
通 信 費	527,429
交 際 費	55,402
減 価 償 却 費	2,560,498
賃 借 料	732,045
保 険 料	263,780
修 繕 費	245,560
水 道 光 熱 費	10,456,635
車 両 経 費	393,640
包 装 ・ 消 耗 品 費	5,075,454
租 税 公 課	27,200
会 議 費	13,240
運 賃	102,236
広 告 宣 伝 費	965,733
保 守 管 理 費	918,215
中 退 共 掛 金	552,000
地 代 家 賃	1,141,591
警 備 費	1,551,000
ふるさと納税経費	18,795
雑 費	1,797,644
合 計	105,378,660



## 株主資本等変動計算書

株式会社 桂ふるさと振興センター

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	40,800,000	83,000,000	44,565,625	78,434,375	119,234,375	119,234,375
当期変動額						
当期純利益			4,640,614	4,640,614	4,640,614	4,640,614
当期変動額合計	-	-	4,640,614	4,640,614	4,640,614	4,640,614
当期末残高	40,800,000	83,000,000	74,989	83,074,989	123,874,989	123,874,989

## 個別注記表

株式会社 桂ふるさと振興センター

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品…売価還元原価法

材料…先入先出原価法

#### 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

#### その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

### 貸借対照表等に関する注記

#### 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	51,596,711円
----------------	-------------

### 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式）	816株
-----------------	------

当期増加株式数（発行済普通株式）	
------------------	--

当期減少株式数（発行済普通株式）	
------------------	--

当期末株式数（発行済普通株式）	816株
-----------------	------

前期末株式数（発行済優先株式）	
-----------------	--

当期増加株式数（発行済優先株式）	
------------------	--

当期減少株式数（発行済優先株式）	
------------------	--

当期末株式数（発行済優先株式）	
-----------------	--

#### 議案について

令和5年6月29日開催の定時株主総会において、上記の議案は

# 監 査 報 告 書

私ども監査役は、令和04年4月1日から令和05年3月31日までの第31期営業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書について監査しました結果、いずれも法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく表示していると認めます。

よつて、ここに報告いたします。

令和05年 5月31日

株式会社 桂ふるさと振興センター

監 査 役 河 崎 功



監 査 役 君 嶋 泉



報告第 43 号

令和 4 年度

株式会社 物産センター山桜  
決 算 報 告 書

自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 5 年 3 月 31 日

株式会社 物産センター山桜

## 貸借対照表

株式会社 物産センター山桜

令和 5年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流 動 資 産】</b>	<b>【 72,465,518】</b>	<b>【流 動 負 債】</b>	<b>【 27,461,358】</b>
現 金	5,264,794	買 掛 金	17,379,049
預 金	64,637,961	未 払 金	5,796,658
売 掛 金	15,950	未 払 法 人 税 等	774,200
商 品	1,329,805	預 り 金	176,451
材 料	1,217,008	未 払 消 費 税 等	3,335,000
<b>【固 定 資 産】</b>	<b>【 10,238,986】</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>27,461,358</b>
(有 形 固 定 資 産)	( 8,558,777)	<b>純 資 産 の 部</b>	
建 物 附 属 設 備	3,564,176	<b>【株 主 資 本】</b>	<b>【 55,243,146】</b>
構 築 物	392,584	資 本 金	28,200,000
機 械 装 置	2,817,523	(利 益 剰 余 金)	( 27,043,146)
工 具 器 具 備 品	1,784,492	利 益 準 備 金	130,000
一 括 償 却 資 産	2	そ の 他 利 益 剰 余 金	26,913,146
(投 資 そ の 他 の 資 産)	( 1,680,209)	繰 越 利 益 剰 余 金	26,913,146
未 決 算 勘 定	1,680,209	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>55,243,146</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>82,704,504</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>82,704,504</b>

# 損益計算書

株式会社 物産センター山桜

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

科	目	金	額
<b>【売 上 高】</b>			
直 売 売 上		107,343,471	
食 堂 売 上		48,769,791	
生 産 者 売 上		108,601,071	264,714,333
<b>【売 上 原 価】</b>			
期 首 棚 卸 高		3,807,417	
直 売 仕 入		80,139,291	
食 堂 仕 入		17,543,122	
生 産 者 仕 入		89,363,046	
* * 合 計 * *		190,852,876	
期 末 棚 卸 高		42,546,813	188,306,063
	売 上 総 利 益 金 額		76,408,270
<b>【販売費及び一般管理費】</b>			70,530,264
	営 業 利 益 金 額		5,878,006
<b>【営 業 外 収 益】</b>			
受 取 利 息		461	
自 販 機 手 数 料		1,920,709	
会 費 収 入		680,000	
雑 収 入		69,136	2,670,306
	経 常 利 益 金 額		8,548,312
	税引前当期純利益金額		8,548,312
	法人税、住民税及び事業税		2,128,900
	当 期 純 利 益 金 額		6,419,412

## 販売費及び一般管理費

株式会社 物産センター山桜

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
役 員 報 酬	500,000
給 与 手 当	35,853,187
雑 給	625,323
賞 与	5,839,338
法 定 福 利 費	5,779,328
福 利 厚 生 費	171,183
衛 生 費	1,194,850
通 信 費	188,958
交 際 費	106,481
会 議 費	10,926
減 価 償 却 費	2,420,309
リ ー ス 料	901,733
保 険 料	106,480
修 繕 費	616,157
水 道 光 熱 費	7,409,962
車 両 経 費	275,163
消 耗 品 費	3,131,310
租 税 公 課	2,000
諸 会 費	74,200
運 賃	323,344
広 告 宣 伝 費	862,800
支 払 手 数 料	109,350
保 守 管 理 費	1,027,754
地 代 家 賃	772,974
退 職 共 済 掛 金	168,000
生 産 者 部 会 費	680,000
雑 費	1,379,154
合 計	70,530,264

## 株主資本等変動計算書

株式会社 物産センター山桜

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	28,200,000	130,000	20,493,734	20,623,734	48,823,734	48,823,734
当期変動額						
当期純利益			6,419,412	6,419,412	6,419,412	6,419,412
当期変動額合計	-	-	6,419,412	6,419,412	6,419,412	6,419,412
当期末残高	28,200,000	130,000	26,913,146	27,043,146	55,243,146	55,243,146



# 個別注記表

株式会社 物産センター山桜

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法を採用しています。

固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定額法を採用しています。  
  
(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。  
  
(2) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

## 貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 9,869,322円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式）	564株
当期増加株式数（発行済普通株式）	
当期減少株式数（発行済普通株式）	
当期末株式数（発行済普通株式）	564株
前期末株式数（発行済優先株式）	
当期増加株式数（発行済優先株式）	
当期減少株式数（発行済優先株式）	
当期末株式数（発行済優先株式）	

議案について

令和5年6月28日開催の定時株主総会において、上記の議案は承認可決されております。

報告第44号

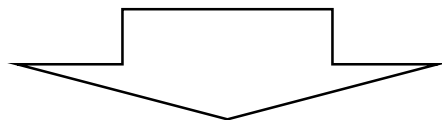
# 行財政改革の取組状況について

令和5年8月

城里町行財政改革推進本部

## 1 時間外開庁について

毎週土曜日開庁は9月30日まで



10月から毎週水曜日開庁 時間延長

午後5時15分から午後7時まで

(祝日及び年末年始の休日を除く。)

課名	取扱業務
町民課	<ul style="list-style-type: none"><li>○戸籍に関する証明書の交付</li><li>○住民基本台帳に関する証明書の交付</li><li>○印鑑登録申請、印鑑登録廃止申請及び印鑑登録証亡失届の受付</li><li>○印鑑登録証明書の交付</li><li>○埋火葬許可証の交付</li><li>○マイナンバー（個人番号）カードの申請受付</li><li>○マイナンバー（個人番号）カードの交付</li><li>○戸籍届出の受付（受領のみ）</li><li>○不受理申出の受付（受領のみ）</li><li>○犬の登録申請及び死亡抹消の受付</li><li>○狂犬病予防接種済証の交付</li><li>○食用油の回収</li><li>○火葬費補助申請の受付</li></ul>
税務課	<ul style="list-style-type: none"><li>○町税（住民税・固定資産税・軽自動車税）の収納事務</li><li>○町税に関する証明書の交付</li></ul>
健康保険課	<ul style="list-style-type: none"><li>○国民健康保険の加入・脱退等に関する申請受付</li><li>○国民健康保険の給付に関する申請受付</li><li>○医療福祉費助成（マル福）に関する申請受付</li></ul>

課 名	取扱業務
長寿応援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険に関する各種申請受付</li> <li>○介護保険料の収納事務</li> <li>○緊急通報装置の申請受付</li> <li>○配食サービスの申請受付</li> <li>○愛の定期便の申請受付</li> <li>○シニアカードの申請受付</li> <li>○介護等人材確保事業助成金の申請受付</li> <li>○家族介護用品の申請受付</li> <li>○補聴器購入費助成金の申請受付</li> </ul>
福祉こども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所入所・変更の申請受付</li> <li>○次世代育成支援金の申請受付</li> <li>○児童手当に関する申請受付</li> <li>○児童扶養手当に関する申請受付</li> <li>○キッズカードの申請受付</li> <li>○障害者高速道路通行料金割引の申請受付</li> <li>○NHK 放送受信料減免の申請受付</li> <li>○自立支援医療再認定の申請受付</li> <li>○特別児童扶養手当の申請受付</li> <li>○障害児福祉手当の申請受付</li> <li>○経過的福祉手当の申請受付</li> <li>○特別障害者手当の申請受付</li> <li>○難病患者見舞金の申請受付</li> </ul>
上下水道お客様センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水道及び下水道使用に関する申請受付</li> <li>○水道料金及び下水道料金の収納事務</li> <li>○納入証明書の交付</li> </ul>

## 2 おくやみ窓口の設置

- 開設時期 令和5年10月2日（月）から運用開始
- 利用方法 利用希望日の概ね一週間前までに電話または窓口で予約  
※9月25日（月）予約開始
- 予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分  
（土・日・祝日、年末年始を除く）
- 開設日 平日（予約制）
- 開設場所 本庁舎1階相談室
- 利用対象者 死亡時に城里町に住民登録があった方のご遺族等
- 予約・お問合せ先 城里町役場 町民課（本庁舎1階）

※お急ぎの場合などは、「おくやみ窓口」を利用せず、直接各担当窓口で手続きをしていただくことも可能。

※各手続の詳しい内容については、現在、各課局と調整中。

# 節電対策について

節電対策プロジェクト・チーム

## 1 節電による経費縮減について

ウクライナ情勢などによる石炭や液化天然ガスの輸入価格高騰の影響で、燃料費調整額が値上げされているため電気料金が値上がりしています。

今後、電気料金の増加が町財政を逼迫する恐れがあることから、プロジェクト・チームを設置し、全庁的な節電に取り組むこととし、各施設においては、行動計画を策定し、室内温度を抑えること等により使用量の抑制に努めています。

【令和5年4～6月分（予算ベース）】

**23,606千円減額**

【内訳】

施設名	当初予算額	補正額	補正後の額
七会町民センター	11,834千円	△1,784千円	10,050千円
役場本庁舎	22,827千円	△2,250千円	20,577千円
旧古内小学校等	359千円	△48千円	311千円
衛生センター	22,800千円	△4,800千円	18,000千円
環境センター	23,760千円	△1,483千円	22,277千円
町立小学校	31,618千円	△4,930千円	26,688千円
町立中学校	20,436千円	△3,240千円	17,196千円
町内運動公園、体育館等	1,530千円	△209千円	1,321千円
コミュニティセンター城里	9,960千円	△1,338千円	8,622千円
桂図書館	5,808千円	△569千円	5,239千円
常北公民館	6,240千円	△829千円	5,411千円
桂公民館	5,340千円	△507千円	4,833千円
常北学校給食センター	10,320千円	△1,619千円	8,701千円

## 2 石油ストーブの活用による電気使用量の削減事例について

### ○コミュニティセンター城里

#### (概要)

平成30年度に実施した空調設備改修工事の際に、11月から翌年3月までの期間、室内の防寒対策として空調設備と石油ストーブを併用した。

《工事実施年度と通常年度の比較 5か月分（11月から翌年3月）》

	平成30年度	令和2年度	比較	削減率
電気使用量	71,217kwh	111,726kwh	△40,509kwh	36.3%
灯油使用量	2,640ℓ	—	2,640ℓ	—

#### 【暖房器具の併用による削減費用について】

平成30年度の空調工事の際、5か月間の暖房器具の併用により削減できた電力量△40,509Kwhについて、令和5年度当初契約の電気料金平均単価（4月から6月までの3か月平均）31.4円を乗じて計算した場合、1,271,982円の電気料金の削減が可能となる。

当該期間の暖房器具の燃料代316,500円（灯油使用量2,640ℓを1ℓ当たり120円で計算）を差し引いても、コミュニティセンター城里だけで冬季期間955,182円の電気料金の削減が可能になる。

- ・暖房器具併用の場合の電力量削減・電気料金削減分 △40,509Kwh

$$\triangle 40,509\text{Kwh} \times 31.4 \text{円} = \triangle 1,271,982 \text{円}$$

- ・暖房器具燃料代（灯油 120円/ℓで計算） 5か月分使用総量 2,640ℓ

$$2,640\ell \times 120 \text{円}/\ell = 316,800 \text{円}$$

- ・差し引き削減費用

$$\triangle 1,271,982 \text{円} + 316,800 \text{円} = \underline{\underline{\triangle 955,182 \text{円}}}$$



小中学校・高校入学等支援金について

町では、小中学校・高校への入学等新生活を迎える子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の健全な育成を支援するため入学等支援金を交付するため、下記の内容で要綱を作成し、補正予算を計上しますので報告します。

記

- 1 対象者 毎年11月1日時点で住民基本台帳に記載されている、毎年度満6歳、満12歳、満15歳を迎える児童生徒を養育する保護者で町内在住の者（ただし、11月2日以降翌年3月31日までに転入した者で、対象児童生徒を養育する保護者は対象者とする）  
※4月1日以降の転入者は対象外とする
- 2 支援金額 児童生徒1人当たり3万円
- 3 交付時期 申請書受領後交付決定した者に、毎年度1月下旬に交付予定（ただし、申請が遅れた者については、随時交付予定）
- 4 その他 交付決定後3月31日までに転出した者については、交付決定を取り消し、既に支援金を交付している場合は返還させる
- 5 予算額 令和5年度補正予算計上額 10,800千円  
内訳) 令和6年度小学校入学 100人×30,000円=3,000,000円  
令和6年度中学校入学 120人×30,000円=3,600,000円  
令和5年度中学校卒業 130人×30,000円=3,900,000円  
転入者等 10人×30,000円= 300,000円

## 報告第47号

### 遊休資産活用におけるサウンディング調査後の現状について

町では、令和4年11月1日に、国土交通省・内閣府主催の地方ブロックプラットフォーム関東・北陸ブロックサウンディングを活用して、城里町遊休資産活用におけるサウンディング調査を実施しました。

サウンディング調査とは、事業の発案段階や事業化の検討、事業者の選定段階において、民間事業者と直接対話をすることで、意見を聞いたり新たな提案を把握したりして事業の検討を進めるものです。

サウンディング調査の結果、空校舎については、複合施設としての活用を検討してはどうかと意見がありました。

国土交通省が実施するインフラ運営等に係る民間提案型「官民連携モデリング事業」において、町の遊休不動産を活用し、複数の再生可能エネルギーを導入しながら地域活性化や防災に資する拠点形成のニーズ提案したところ、同じく民間事業者で提案していた(株)日水コン・日本地下水開発(株)共同提案体の「再生可能エネルギーを導入した拠点形成」事業が令和5年6月23日に選定され、モデル事業地が城里町となりました。

今後、国土交通省と町は連携して(株)日水コン・日本地下水開発(株)共同提案体の「再生可能エネルギーを導入した拠点形成」事業の事業化に向けた検討を支援（国交省から事業者へ調査委託）してまいります。